

保護者の皆様へ

## 就学援助の平成28年度所得基準額について

就学援助の平成28年度所得基準額が正式に決定しましたのでお知らせいたします。

なお、先に学校を通じて配付いたしました「平成28年度(2016年度)就学援助制度のお知らせ」の6ページに掲載しています「(参考)【平成27年度の所得基準額】」とは額が異なっていますので、申請理由⑫で申請をお考えの方は、ご注意ください。

### 【平成28年度の所得基準額】

世帯の人数		2人	3人	4人	5人	6人	7人
住宅の形態	借家等	218万円	267万円	325万円	362万円	404万円	476万円
	持家	153万円	203万円	260万円	298万円	339万円	400万円

### － その他のお知らせ －

#### ■申請理由⑥「児童扶養手当の支給を受けている方」の証明書類について

「お知らせ」の2ページに申請理由⑥「児童扶養手当の支給を受けている方」が申請のために必要な証明書類として、「児童扶養手当証書(市長印が押されているページの写し)」と「児童扶養手当認定通知書(写)」の2つを例として記載していますが、提出する証明書類はいずれかひとつで結構です。

保護者の方から「両方とも必要か?」というお問合せがございましたので、念のため、お知らせいたします。

(参考)「お知らせ」の2ページに記載している証明書類の提出については、申請理由ごとに、いずれかひとつで結構です。(ただし、申請理由⑧は除きます。)

#### ■申請理由③「個人事業税を減免された方」の証明書類について

「お知らせ」の2ページに記載している申請理由③「個人事業税を減免された方」が申請のために必要な証明書類の名称に記載誤りがありましたので、次のとおり訂正いたします。

(正) 個人事業税減免決定通知書(写)

(誤) 個人事業税減額決定通知書(写)

【お問合せ先】 教育委員会事務局 学校経営管理センター 事務管理担当  
(就学援助グループ) TEL: 06-6575-5654